

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、各事業の実施を中止・延期することがあります。開催の有無や詳しい情報はお問い合わせください。

相談窓口 ※相談日は祝日を除く

- 労働法律相談
8月7日(金) 18:30～20:00【7月18日(出) 9:00～予約可】
☎ ひこね燦ぱれす (小泉町) ☎ 26-7272
- 行政書士による相続手続相談
8月14日(金) 13:00～15:00【8月5日(火) 8:30～予約可】
- 行政相談委員による行政相談 8月11日(火) 13:00～15:00
- 司法書士および土地家屋調査士による登記・表示登記相談
8月21日(金) 13:00～16:00【8月12日(火) 8:30～予約可】
- 弁護士による法律相談
8月28日(金) 13:00～16:00【8月19日(火) 8:30～予約可】
☎ まちづくり推進室 ☎ 30-6117
- 空き家電話相談 (月～金) 10:00～18:00
☎ 彦根市空き家バンク事務局 (前谷さん) ☎ 23-2123
- がん患者さんの療養相談・就労相談
(月～金) 9:00～16:00【予約優先】
☎ 市立病院がん相談支援センター ☎ 22-6050
- 子ども・家庭相談 (月～金) 8:30～17:15
☎ 家庭児童相談室 (福祉センター) ☎ 23-7838
- 発達(障がい)相談【要予約】 ● ことばの相談【要予約】
いずれも(月～金) 8:30～12:00、13:00～17:15
☎ 発達支援センター ☎ 26-8282
- 全国共通人権相談ダイヤルみんなの人権110番
(月～金) 8:30～17:15
☎ 相談専用電話 ☎ 0570-003-110
- 人権なんでも相談 8月5日(火)、同19日(火) 13:00～15:00
☎ 大津地方法務局彦根支局 ☎ 22-0242

- 外国人権相談ダイヤル (月～金) 9:00～17:00
☎ 相談専用電話 ☎ 0570-090-911
- いじめ相談ほっとライン (月～金) 9:00～17:00
☎ 学校支援・人権・いじめ対策課 ☎ 24-7977
- 子ども・若者総合相談
(ひきこもりなど生きづらさのある人の相談・サロン)
(月～金) 10:00～12:00、13:00～17:00
☎ 子ども・若者総合相談センター (福祉センター) ☎ 47-3001
- 通信サロン「誰にも会いたくないカフェ」(若者サロン)
(火・木) 12:00～16:00
☎ 通信舎 (河原二丁目) ☎ 20-9366
☎ 子ども・若者課 (サロン時間外) ☎ 49-2251
- 消費生活相談 (月～金) 9:00～12:00、13:00～16:15
☎ 彦根市消費生活センター ☎ 30-6144
- 交通事故相談 (火・木) 9:00～12:00、13:00～16:00
☎ 県立交通事故相談所彦根分室 (湖東合同庁舎内) ☎ 27-2230
- 市民活動・ボランティア活動相談 (金) 9:30～12:30
☎ ひこね市民活動センター ☎ 23-2008
- 心配ごと相談所 (月～金) 10:00～12:00、13:00～16:00
☎ 彦根市社会福祉協議会 (福祉センター別館) ☎ 22-0294
- ウィズ相談室総合相談
(火～金) 13:00～16:00 (受付15:30まで)
- ウィズ相談室専門相談(法律相談)(こころの悩み相談)【要予約】
☎ 男女共同参画センター「ウィズ」 ☎ 21-5757

消防だより

消防本部予防課 ☎ 22-0332 ☎ 22-9427

スプレー缶などの取り扱いには要注意!

スプレー缶などの火災事例

- 使用済みのスプレー缶のガス抜きを室内で行ったところ、換気が不十分であったため、近くで使用していたガスこんろの火が引火して火災となった。
- ガス抜きせずにカセットボンベを廃棄したところ、ごみ収集車の荷台の中で他のごみとともに圧縮された際、中身の可燃性ガスが漏れ、火花によって引火し火災となった。

スプレー缶などの取り扱いの注意事項

- 直射日光の当たる場所や、自動車の車内など高温になる場所には置かない。
- 本来の用途以外に使用しない。
- スプレー缶の大半は、可燃性ガスを噴射剤に使用していることから、容器に表示されている「使用上の注意」を確認し、注意事項を守る。

廃棄するときは

- ① 中身を使い切る。
- ② 専用の器具で穴を開ける。
- ③ 穴を開けようと、勢いよく釘を刺したり、ハンマーでたたいたりしない(爆発する恐れがあります)。
- ④ 穴開け作業はガスを使い切ってから、近くに火気がない風通しの良い屋外で行う。

消防団に入団しませんか

消防団は、防災の要として欠かすことができない存在です。災害防除はもとより、さまざまな経験と技能を積むことで人間形成ができる場でもあります。

<彦根市消防団任用資格>

- ① 市内在住、在勤、在学
 - ② 18歳以上
 - ③ 団の職務の遂行に堪えうる心身を有すると認められる
- ※男女問わず①～③に該当すれば入団可能です。

☎ 消防総務課 ☎ 22-0314 ☎ 22-9427

彦根市新型コロナウイルス感染症対策

掲載している情報は7月3日時点のものです。状況により、掲載内容は変更となる場合があります。

個人・世帯への支援

みんなで応援!【市独自】 ひこねカタログチョイス事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、低下した購買意欲や営業活動を活性化するため、全世帯に商品カタログと、市民全員に1人当たり2,000円相当の商品または飲食券の引換申込書を配布します。

対 令和2年6月1日時点で彦根市に住民登録があり、商品の受け取り時にも継続して市内に居住する人

引換申込書の発送 7月下旬(予定)

申込方法 引換申込書に①署名(または記名押印)②電話番号③カタログ掲載の商品番号④申込回数(世帯人数が上限)を記入し、同封の返信用封筒で返信してください。

※申込者は、世帯主です(世帯構成員全員分を代表して申し込みをしていただきます)。

※申込内容に基づき、対象店舗から商品などを送付します。引換申込書に記載誤り・漏れがあると、商品などを送付できない場合があります。記入内容を申し込み前にご確認ください。

申込期限 10月31日(出)(消印有効)

※期限までに申し込みのなかったものは、無効となります。

☎ 地域経済振興課 ☎ 30-6119 ☎ 24-9676

彦根市子ども・子育て応援給付金【市独自】

子どもや子育て世帯の経済的・精神的な負担の軽減と、早期に安心して穏やかな生活が送れるよう応援することを目的に給付します。

対 令和2年6月30日時点で彦根市に住民登録があり、平成14年4月2日～令和2年6月30日生まれの人

手続方法

- ①「給付金申請書(請求書)」と関係書類を提出。
- ②特別定額給付金をすでに口座振込(世帯主名義の口座に限る)で受給し、令和2年4月28日以降も世帯状況などに変わりのない人は、手続き不要です。

※7月31日(金)(予定)に、対象の人がいる世帯主へ案内文書と手続き書類などを発送します。

支給金額 ▶平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれの人:1人につき15,000円
▶平成17年4月2日～令和2年6月30日生まれの人:1人につき10,000円

※いずれも1回限りの給付です。

申請書受付期間 8月3日(月)～11月6日(金)(必着)

給付時期

- ①書類提出後、2～3週間程度で振り込みます。
- ②手続き不要の場合、8月18日(火)(予定)に振り込みます。

☎ 子ども・若者課 ☎ 49-2251 ☎ 26-1768
彦根市コールセンター 子ども・子育て応援給付金担当 ☎ 0120-06-2251 (7月20日(月)～8月31日(月) 平日9:00～17:00)

ご協力をお願いします!

新型コロナに負けるな!ひこね支え合い寄附金

新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けた市民生活への支援や、地域経済の持続的な回復に必要な資金に活用するため、寄附金を募集しています。

寄附金は、彦根市からの拠出金(約1億円)と合わせて「彦根市新型コロナウイルス感染症対策支援基金」に積み立て、随時、必要な事業に活用させていただきます。

寄附方法

- 次のいずれかでお申し込みください。
- ①彦根市ホームページから申し込む。
 - ②寄附申込書を郵送する(寄附申込書は彦根駅西口仮庁舎、支所・各出張所の窓口に設置します)。
→申し込み後に送付する納付書を用いて、金融機関などでお支払いください。
- ※詳しくは、彦根市ホームページをご覧ください。電話でお問い合わせください。
- ☎ 市民生活・経済再生支援室 ☎ 30-6153